

## 公益社団法人日本照明家協会北海道支部規約

### (規約の制定)

第1条 公益社団法人日本照明家協会定款施行細則第22条に基づき北海道支部規約を定める。

### (支部の設置)

第2条 定款第3条及び定款施行細則第13条に基づき、支部を設置し、北海道支部（以下「支部」という。）と称する。

### (支部の会員構成)

第3条 支部の会員は、北海道に居住する者をもって構成する。

### (支部事務局)

第4条 支部の運営を円滑に行うため、支部事務局を設ける。

2 前項の事務局の所在地は、当該年度の支部役員の協議により定められた地に置く。

### (支部の権能)

第5条 支部は、理事会で議決された事業計画に基づく支部所属の地域内における事業の推進・執行を担当する。

2 支部は、支部に関する会務の運営を行う。

3 支部の運営に関する重要事項の決定については、理事会の承認を要する。

### (支部役員)

第6条 支部には、定款施行細則第15条に基づき、次の支部役員を置く。

支 部 長	1名
副 支 部 長	3名以内
支 部 事 務 局 長	1名
支 部 事 務 局 次 長	2名以内
運 営 委 員	若干名
監 査 役	2名以上

### (支部役員の選任)

第7条 支部長、副支部長、支部事務局長、支部事務局次長、運営委員、監査役は、支部所属の正会員の中から支部大会で選任する。

### (支部役員の職務)

第8条 支部長は、支部を統括し、支部活動の促進を図り、支部を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 支部事務局長は、支部の事務処理を担当する。

4 支部事務局次長は、支部事務局長の職務を補佐する。

5 支部監査役は、支部の業務及び会計に関し、これを監査する。

6 支部運営委員は、支部役員とともに運営委員会を組織して支部に関する事項を審議執

行し、理事候補者を支部大会に推薦する。

(支部役員の任期)

第9条 支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部大会終結の時までとする。支部役員の再任を妨げない。

(支部大会)

第10条 支部大会は、毎年1回以上支部長が招集する。

2 支部大会は、次の事項を議決する。

(1) 支部事業報告及び会計報告

(2) 支部役員の選任

(3) 総会に推薦する理事候補者の決定

3 支部長は、支部運営委員会が必要と認めるときは、臨時支部大会を招集することができる。

4 支部長は、支部正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して支部大会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に臨時支部大会を招集しなければならない。

5 支部大会の決議は、出席した支部正会員の過半数をもって行う。

(運営委員会の招集)

第11条 支部長は、支部の運営を円滑に行うため運営委員会を招集する。

2 運営委員会は、年間5回以上の開催を目途とする。

(支部委員会)

第12条 協会及び支部活動活性化のため、以下の委員会を設ける。

① NGC (Next Generation Committee)

② 日本照明家協会賞舞台部門北海道支部実行委員会

2 その他、必要に応じ小委員会を設けることができる。

3 委員会のメンバーは必ずしも運営委員である必要はない。

4 委員会・小委員会は、必要に応じて運営のための内規を設けることができる。

(支部の事務及び会計報告)

第13条 支部の事業報告は、理事会毎に報告する。

2 支部の会計報告は、年度毎に本部事務局に報告する。

(支部顧問、支部相談役)

第14条 支部長は、支部大会の承認を経て支部顧問、支部相談役を置くことができる。

2 支部顧問、支部相談役は運営委員会から諮問された事項について参考意見を述べる事が出来る、ただし、議決権を持たない。

(規約の改廃)

第15条 この規約の改廃は、理事会の承認を要する。

附 則

この規約は、平成22年12月27日より施行する。

附 則

この規約の改定は、2022年10月18日より施行する（2022年10月18日理事会決議）。